

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）（公営企業職員：水道事業）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0			4	12.1	主事級
				計	0			
2級	主事又は技師で高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4	12.1	主事	4	7	21.2	係長級
				計	4			
3級	係長、主任又はセンター次長の職務	24	72.8	主任	19	19	57.6	主任級
				係長	5			
				計	24			
4級	1 課長補佐、室長、事務局次長、センター長、支所次長又は教育委員会教育事務所事務局長の職務 2 係長、主任又はセンター次長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	4	12.1	係長	2	2	6.1	課長補佐級
				課長補佐	2			
				計	4			
5級	1 会計管理者 2 課長、事務局次長又は支所長の職務 3 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	1	3.0	課長	1	1	3.0	課長級
				計	1			
6級	1 総合政策監 2 会計管理者、課長又は事務局次長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0			0		
				計	0			
合計		33	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）（公営企業職員：水道事業）  
行政職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能職員又は労務職員の職務	0	0.0		
				計	0
2級	(1) 相当の技能を必要とする技能 職員の職務 (2) 相当の経験が必要とする労務 職員の職務	0	0.0		
				計	0
3級	(1) 高度の技能又は経験を必要と する技能職員の職務 (2) 長期の経験を必要とする労務 職員の職務	1	100.0	技能士	1
				計	1
4級	(1) 特に高度な知識技能を必要と する技能職員の職務 (2) 相当長期の経験を必要とする 労務職員の職務 (3) 3級に掲げる技能職員及び労 務職員で任命権者が指定する職 務	0	0.0		
				計	0
合計		1	100.0		